

町税納期見直しの検討結果について

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
町税の納期の見直しについて、町民の皆様のご意見を募集しましたところ、ご意見をいただきありがとうございます。ご意見を参考に検討した結果、次のとおり納期の変更を見合わせることにいたしました。
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
現行の納期での納税にご理解とご協力をいただきますようお願いします。

① 検討した見直案の内容

固定資産税、町県民税（普通徴収）及び国民健康保険税（普通徴収）について、現行各4期の納期を各8期（いずれの税も6月から翌年1月までの毎月）に変更しようとするもの。

② 町民の皆様の意見

（1）意見募集によるもの

平成20年10月24日からホームページで、また広報「いわみ」11月号で、住民の意見を11月10日まで募集し、次の1件が寄せられました。
「各月に納付する税目や税額が分かりやすく、忘れることもなくなるので良い。10期になればなお良い。ただ、納税組合の集金が増えることについては心配。」

（2）アンケート結果

（一般の納税者1000人に実施）

現行の納期を妥当とするもの	31%
見直案の納期を妥当とするもの	25%
年金支給月（6期）を納期とするもの	25%
その他の回答	19%

（3）納税貯蓄組合役員の意見

主に次のような意見がありました。現行納期を希望する意見が多数でした。

支払額の少ない月があると気が楽になる。毎月払うのはしんどい。

納税者としては納期が多いほうがありがたいが、組合役員としては手間が増える納期変更は歓迎できない。

見直案は、毎月の集金額が同じでわかりやすい。

高齢の人が集金する場合、3税同時の集金は難しい。

③ 検討結果

国保税だけ8期という自治体も少なくないので、それでも良い。税目によって納期数に差をつけるのは分かりにくい。
納期数が増えるのは反対。現状でも遅れがちな人への催告が大変。
現行制度が浸透しているのに、これを変えると現場に混乱を招く。

④ 今後の対応

アンケート結果及び納税貯蓄組合役員の意見とも、現行の納期を妥当とするものが多く、納期の変更を見送ることとします。
平成21年10月から導入される町県民税の年金からの特別徴収が定着してもなお、住民から納期の見直しの要望があれば検討することとします。



問い合わせ先

財務課

☎ 73・1413